

第269回（第21期第3回）

島根県内水面漁場管理委員会

日 時：令和3年9月28日（火）午後1時30分から午後3時まで

場 所：島根県庁 602会議室（web会議）

島根県浜田合同庁舎 502会議室（web会議）

出席委員：高原輝彦、林能伸、藤原國利、高橋泰子、門脇幹男、玉田一、柳原知郎、
嶺田直樹、錦織滋、二本木俊二

1 開会

伊藤事務局長が開会を宣言

出席委員が法定の定足数を満たしていることを確認

2 挨拶

門協会長挨拶（省略）

安木次長挨拶（省略）

3 議事

（1）島根県漁業調整規則の改正について（諮問）

（2）島根県内水面漁場管理委員会指示について（協議）

・ニホンウナギの採捕の禁止

（3）令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について（報告）

4 議事の顛末

門協会長 それでは、議事に入ります。規定により、議事録署名者に7番、柳原委員、8番嶺田委員を指名します。

門協会長 議題1、島根県漁業調整規則の改正について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はございませんか。

二本木委員 この規則の許認可というのは、いつ頃を目処に考えておられますか。

事務局長 資料3ページの（3）、スケジュール（予定）というのを載せております。本日、委員会のほうへ諮問させていただきました。これと並行して、今、水産庁と事前協議を行う準備をしているところです。これが順調にいけば、今年中にはけりがつくと見通しております。来年1月に水産庁への認可申請を行って、2月には水産庁認可をもらって、公布・施行

したいと考えています。

二本木委員 分かりました。

門協会長 そのほか、ございませんか。

高橋委員 質問ではないですが、このたも網の50センチの件ですけれども、これはもう5、6年前から話に上がっていて、ようやく実施されるようになって、かなり時間がかかるもんだなというふうに、これ感想なんですけど…。これで島根県の子供たちが内水面のほうに親しんで、歓声が聞こえるようになるんだろうなというふうに思っております。ありがとうございました。

事務局長 時間がかかって申し訳ございませんでした。

門協会長 そのほか、ございませんか。

それでは、事務局の説明内容を了承することとし、異議ない旨、答申することとします。

門協会長 議題2、島根県内水面漁場管理委員会指示について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はございませんか。

錦織委員 この採捕の禁止のスタンスに異議はございませんが、パンフレットの中で、下の1、2とありますが、1の斐伊川の一部では…、この一文はどの場所なのか。

それと、斐伊川漁協については、この下の白地のところ、神西湖、神戸川、斐伊川、江川と書いてございますけど、斐伊川については、前の表を見ていただいても分かるように、自主規制は無いもので、ここに上げる必要があるかなというふうに思っております。

水産課 1点目の斐伊川の一部ですけれども、宍道湖漁協さんと斐伊川漁協さんの漁業権区域の境目が、若干斐伊川の中に入っているところがございまして、そこの部分の意味でございまして。宍道湖漁協さんの漁業権の区域においては、というのが指示の概要でございまして、それをちょっと分かりやすく書いてあるつもりで、逆に分かりにくくなっているのかもしれないですけれども、そういった意味でございまして。

錦織委員 そうではないかとは思いますが、ちょっとこう見た者が分かりづらいんじゃないかと思えますけど。

水産課 ちょっと検討してみたいと思います。

水産課 自主規制がないことについて、採捕の方法とかが漁業権の行使規則、遊漁規則で定められている可能性がありますので、期間だけじゃなくて、とり方についてもルールが多分

漁協の中で設けられていると思いますので、この期間や方法が制限されているという意味です。

錦織委員 分かりました。それと、この下りウナギいったら、年齢でいったら、どの年齢ぐらいなると下るということが、分かる範囲内で教えていただきたいんですが。

水産技術センター 5年から15年。

錦織委員 放流してから5年から15年経ったら下るわけだ。そのなかいは、その河川で概ね生息しとるちゅうことですね。あれですよ。河川だけじゃないですもんね。

事務局長 たしか水産庁さんだったと思うのですが、ウナギの生息地は川だけでなく、河口付近とか、あと海にしかいないとか、川まで上がってこないものもいるそうです。その比率は、ちょっと忘れたですけども、というような形で、親の生息は川だけではなくて、海も含めて、上がらないものもいるようなことを聞いています。

錦織委員 はい、分かりました。

高橋委員 ウナギの生態そのものがあまり分かってないところでいろんな規制をかけるっていう難しさっていうのを非常に感じております。それで、アンケートの結果で、委員会指示の効果について、効果があった、分からないというふうにありますけども、これは何を期待してこういうような設問にしたかっていうのがちょっと意図が分からないところがあって、逆に言えば効果があったっていうところ、答えた漁協さんは、何をもちって効果あるとみなしているかということと、九つの漁協さんの考え方というのが、一緒じゃないと思います。アンケートを作成したところは、何を期待しているかと。じゃあ、漁に行かなかったっていう、禁止にしたのがちゃんと守られたよということなのか、ウナギが比較的確認できたよとか、そういう例が分からないというか、県として、どういうふうにしたらこれが成功したとか、何か目標がない限り、ただ感覚的に答えるしかないんじゃないかなと。それで、短期間であるということは、期間1年単位で、単年度で考える期間なのか、それとも長期で、中長期で考えるのかという制度を設計していかないといけないんじゃないかなというふうに思います、普通に考えると。

水産課 大変申し訳ございません。御指摘のとおりでございまして、アンケートを作ったときには、多少なりともウナギが増えたように感じますかというようなニュアンスのつもりで作ってしまったんですけども、やはり、当然1年我慢したからといって、翌年すぐ増えるわけがないので、ちょっとピンぼけな質問になってしまったなど。分からないという回答が返ってきて、まさにそのとおりだなということで、反省したところでございます。ただ、委

員御指摘のとおり、意識改善といいますか、そういったところの部分では意味があったのかなというようなところで、あったというような回答された漁協さんがおられたのかなと思います。ただ、こちらの意図としましては、やはり少なからず資源を守るというところで、効果があったと思いますかというところでの質問になっておったので、来年度アンケートするときには質問の内容を検討して、意味のあるアンケートにしたいなと思います。

門協会長 漁業者としては、下りウナギの保護は重要だとは思っています。ただ、とるだけではなくて、例えばウナギの稚魚を放流するとか、いろんな漁協で取り組んでいると思いますので、そこら辺も併せて御理解をいただけたらなというふうに思います。

高橋委員 はい。

二本木委員 この方針については、パンフレットを見ると、この11月からという話なんです。漁協等が遊漁者に周知するにあたっては、そういう協力要請をされるんなら、この時期というのは、非常に周知しにくいなと思っております。それで、どこの漁協さんも河川の場合だったらアユの解禁というのがございますので、それまでに組合員や遊漁者に周知等を行いますよというのが決定できないのかどうなのか。漁協の立場としてはその時期が非常に良いんじゃないかなというふうに思っております。御検討いただければと思います。

事務局長 ありがとうございます。江川漁協さんは、具体的には何月までに委員会指示を更新したらいいですかね。

二本木委員 4月くらいですか。

事務局長 分かりました。そうしたら、次回の更新は2月とか3月にやりたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

二本木委員 よろしゅうございます。

門協会長 ほかにございませんか。それでは、事務局の説明内容を了承することとし、議題2の審議を終了します。

門協会長 議題3、令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 こちらは報告事項ですが、事務局の説明に対して、質問等はございませんか。ございませんか。それでは、議題3については、以上で終了させていただきます。

門協会長 その他としまして、今年度のアユ漁の状況について、事務局から説明をお願いします。

ます。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局からの聞き取り結果について報告がありましたが、委員の皆様から各河川の状況について補足、情報提供等があれば、お願いします。

藤原委員 神戸川漁協の藤原です。何にしても、ここに書いてございますが、20日以上にわたってダムからの水の濁度がすごくて、ずうっと流量が、水量が減らなかったです。志津見ダムからしても同じことで、川に入る時間といいますか、いい日がなかったということが最大の原因ではないでしょうか。先般、ケガニ等は多少最近までとれとりまして、流れたりしてはおるわというのが下流でございますけれども、それだけ付け加えさせていただきますが、非常に残念な不漁でございました。

門協会長 それでは、今後ともに各河川の情報提供ございましたら、またいただきますようお願い申し上げます。

ほかにございませんか。

門協会長 それでは、以上でその他を終了します。そのほか、全体を通して何かございませんか。

林委員 今年の7月4日付け、山陰中央新報で堀川のアカミミガメの駆除に取り組むグループが、県漁業調整規則が壁になり、活動継続が見通せないとの記事が掲載されておりました。この件につきまして、その後どうなっているのか。また、宍道湖においてアカミミガメの被害があるのか、駆除の計画があるのかお伺いしたいと思います。

水産課 新聞記事のことについて、私から先にお答えさせていただきます。

非常に大きな字で漁業調整規則が壁と、どおんと書かれていて、ちょっとセンセーショナルというか、県のルールに問題があるような印象を皆さんに与えてしまうような内容だったかなというふうに感じております。記事の要点としましては、せっかく市民グループが厄介者の外来種を駆除しようとしているのに、県の水産課がカゴを設置する許可を出してくれない。地元漁協の同意も必要で、非常にハードルが高くなっている。このままでは来年以降の活動が続けられない。非常に困ったことだというような内容に読めるような記事だったかなと思っております。ちょっとそこ、非常に誤解があるなというふうに我々としては感じてまして、ここでいう許可っていうのが特別採捕許可と言われるもので、一般に使用が禁止されているような漁具・漁法について、教育実習であったり、試験研究のときだけ、特別に制限を解除しますという内容でございます。なぜ禁止されているかということ、非常に効率的に

生物がとれてしまったりだとか、危険を伴ったりするような漁具・漁法については禁止しているというところですので、禁止している事柄を解除するというものなので、誰でも彼でも簡単に許可するということは、本来するべきものではないと。誰でも簡単に許可してしまうと、極端な話、小さな川でカゴが設置されてしまって、川から生物がいなくなってしまうというようなおそれもありますので、我々行政としましては、中立公平な事務処理が求められますので、恣意的にあなたはいいですよ、あなたは駄目ですよというようなふうな取扱いはできないということなので、一定の事務処理の基準を設けさせていただいて、法的な機関であったり、ある程度身元がはっきりしている機関に対して、採捕の計画がしっかりしているというところも見させていただいて、そういった安心して認められるものに対して許可をするというふうな形で処理基準を設けさせていただいているところです。その基準を緩めて、外来種の駆除なら誰でも許可不要ですよというような扱いにしてしまいますと、外来種以外の生き物もたくさん殺されてしまったり、駆除狙いですよと言って不法に希少な生物を採捕したりとかっていうところも否定できないと、そういった可能性もありますので、秩序維持のためには一定のラインを設けて、必要な手続は取っていただかないといけませんよというところがございます。ここは御理解いただきたい点でございます。

あと、ここが一番重要な点なんですけれども、来年以降は認められないというようなニュアンスのことが書いてあったんですけれども、ここに大きな誤解がありまして、駆除目的ですと、効率的に生物を殺すために許可をくださいと言われても、現在の規則上はちょっと許可ができませんので、試験研究等、公的機関、行政と連携した試験研究ですよというような形で申請をしていただければ、今年度と同様に許可出しますので、市なり県なりの環境部局と連携して、生息密度を調査する試験というような形で今年度同様の申請をしていただければ許可する用意はあるというところが我々の立場でございます。

あと、漁協の同意に関しましては、漁業権区域に漁具を設置して採捕するわけですから、亀以外の生物、漁業権対象魚種も入ってしまう可能性が少なからずありますので、事前に漁協さんに説明していただいて、同意が得られないと許可はすることはできないというのは、それはやむを得ないこと。県が勝手に許可するわけにはいきませんので、そこは御理解いただきたいなど。良いことをしているんだから好きにやらせてくださいよという気持ちは分からないではないですけれども、その人が良いことだと信じていても、ほかの方に、漁業権者の方にとっては迷惑になってしまうこともありますので、そういったことで、必要な手続は踏んでいただく必要がありますよというところです。

今の説明が行政的な非常に冷たいようなニュアンス、受け取りをされてしまうような内容かと思ひまして、我々の言葉足らずな部分もあって、ああいった記事になってしまったかもしれないのだけれども、我々としましては、決して許可しませんと言ってるわけじゃなくて、許可できるように少し整えて申請していただきたいというようなところが、ちょっと誤解を招いてしまったのかなというところがございます。

規則に関しましては、説明は以上でございます。

水産課 宍道湖におけるアカミミガメの被害についてなんですけど、はえ縄、ウナギを目的としたはえ縄をする際に、蜂の子であったりとかミミズを餌にするんですけど、それにウナギが食いつく前に、アカミミガメがそれを食べてしまって、ウナギが釣れなくなってしまうとか、かご漁業でカニやエビ等をとろうとする際に、そのカゴに先にアカミミガメが入って出られなくなって、中で死んでしまうと浮力がかかり、結局カゴが浮いたりして目的であるカニやエビがとれないというのを、漁協さんが漁業者に言われたということでした。

駆除の計画については、特に漁協さんとして駆除の計画はないんですけど、ゴビウスさん等が、試験研究の際に駆除されているようです。

アカミミガメの被害と計画、駆除の計画については、以上になります。

林委員 分かりました。新聞報道を真に受けまして、ちょっと少し固いかなと思ったんですが、その後、西部水産の課長さんとお会いすることがあって、そのときに問題はそう単純じゃないよということは聞いてったんですけど、その後どうなっているのかなと思ひお伺いしました。

それと、7月中旬に、ある釣り団体が宍道湖一帯で釣り大会を実施して、私も参加させてもらったんですが、約30名の参加がありました。そのときに、参加者をお願いをして、どの地域でどのぐらいの個体数を見て、どれぐらいが針にかかってきたかを報告していただいたわけです。そのときに、浜佐田町から古江地区にかけて、甲羅の直径が20センチから25センチあるような型の良いアカミミガメが32匹釣れました。見た数とはまた別個なんですけど…。あと、出雲空港とか宍道湖南側については、報告はなかったんですけども、今後、そういう大会が実施されれば、一つの参考資料として、これからもデータを取っていききたいなというふうに思います。

何が言いたいかと申しますと、現在はまだ大きな問題になってないようではございますけれども、この駆除等につきまして、釣り団体との共闘ができれば、選択肢の一つとして、やっぱ今後考えてほしいなということでの提案でございます。以上です。

門協会長 宍道湖の話ですので、私のほうから。宍道湖は遊漁規則を設けておりません。おっしゃったように、釣り団体との連携ということについては、なかなかちょっと難しい面があるかなと感じます。どうしてもというお話であれば、またその都度漁協の事務局とも相談しながら、また話合いの場が必要であれば設けたらというふうに思っています。

林委員 はい、分かりました。

高橋委員 2つほど聞かせてください。今、試験研究のための申請の話がちらっとありましたけれども、漁業権のない静間川のほうで、こわぎ魚道の観察会なんかやってまして、それも申請書を出してるんですけど、簡単になったはずだよって私は事務局に言ってるんですけど、何か参加する全員の住所を書かなくちゃいけないっていうふうになったんですかね。余計面倒くさくなったんじゃないかと、事務局から私は言われたんですけど、申請者が私の理事長、高橋泰子でいいなら、それが責任を持ってやればいいだろうと思うんですけど、全員参加する人の名前と住所、名前は分かっても住所まで調べるのは。でも申請するときには事前に出さないといけないので、全部に聞き取りをして、その日参加するかどうかすら分からないところで全部書かせるのはいかがなものかというのを言われてるんですよ。実際にそう変わったんですかね。

事務局長 手続としては変わっておりません。いろんな観察会みたいなのがあって、申請書自体は事前に出してもらって、参加者については、会が開催される前までに、出先の昔の水産事務所、今はセンターですけど、そこに名簿を提出してくださいということで対応は可能かなというふうに思います。その手続等につきましては、水産振興センターのほうに確認していただければなと思います。ただ、一般の方は住所と名前、これが必要になります。昔からこれは変わっておりません。簡単になったところは、例えば地方公共団体とか、身元が完全にしっかりしているようなところとか、漁協さんとか、こういったところは定款とかに変な人が入れないような形になっていきますので、そこで担保するというような形でやらせてもらっております。ただ、基本的には、原則住所と名前個人を特定するというようになります。大変なんですけれども、そこはお願いしていますというところです。

高橋委員 簡単になったと私が言ったからですね。あと、もう一つですけど、今回コロナの関係でオンラインの会議になっているけれども、自宅から参加できないのか。運転するとちょっと怖い年頃になってきたので…。昨日まで全国大会をオンラインでやって、全国ができて、何で県内でできんのだろうと思っちゃって、そういったことも考えていただければなあというふうには思います。

事務局長 検討させていただきたいと思います。ただ、どうしても顔が、個々になっていくと（画面で）顔が見えない形になってしまって…。我々としては、できれば委員会は皆さん集まってやりたいというのが事務局の願いでございますというところです。

高橋委員 それは、そのとおりだと思います。

門協会長 ございませんか。

それでは、その他については終了します。

次回の委員会の開催予定はどうなっていますか。

事務局長 次回の委員会につきましては、令和3年度の増殖実績とか、令和4年度の増殖計画などについて検討したいというふうに思っております。開催時期は、来年の2月を予定しております。

門協会長 事務局が用意した議事は全て終了しました。

委員の皆さんから何かございませんか。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。委員の皆さんから貴重な御意見、あるいは要望も含めた御意見を賜りました。ありがとうございました。

以上、顛末を記し、その相違ないことを認証する。

令和3年9月28日

議 長 門協 幹男

議事録署名者 柳原 知郎

議事録署名者 嶺田 直樹